

幼稚園教育要領

改訂案批判

日 名 子 太 郎

一、幼稚園は学校ではあるが……

幼稚園が、昭和二十二年の学校教育法の第一条による学校の範囲に含まれていることは衆知の通りである。そして、この結果として、その保育内容に関する事項は、監督庁が定めることとなっている。旧保育要領とか、幼稚園教育要領が、そのために作成されたことは、これまた異論のないことであるし、それらも時の経過とともに改訂されることも、当然の成り行きといえよう。

近代における学校とは、定められた目的に向かって、教師が一

定数の青少年を教育する場所、建物、およびそれを規制する制度全般を含めた呼称ではあろうが、しかし、それぞれの学校のあり方、教育内容などについて考える場合には、著るしくその見解を異にしてくるものである。世の中のことには、何事も一見、明確に思えても、よく考えてみるとそれほどはっきりしてないことが少なくない。もつとも、そのことが相当に長い期間、一つの概念に統一され、誰が考えても、そのように考えるのが当り前、つまり常識となっている場合はよいが、日本の幼稚園のように、歴史的には古くとも、学校教育としては、つい最近になってその範囲に含まれるようになって来たものについては、その解釈は、多種多様であり、単純に一つの問題で割り切ってはならない。

ある普通の日本人に向かって、「学校とは何か？」と、その概念をたずねた場合にでてくる答えを、そのまま幼稚園も学校の範囲に含まれているからといって、それと同じ方式でわり切ってしまうてよいものであろうか？「学校教育なのだから、……であるべきである。」という安易な断定の仕方ほど危険なものはないし、法律というものを、忠実といえれば体裁はよいが実は時に悪用して、その対象をしぼるのが慣例化しているわが国の教育行政においては、こんな安易な断定が法の名の下になされているけれども、こんな危険なことはない。戦後の学校教育、あるいは社会環

境の産物として戦前には見られなかった特異なパーソナリティーの所有者が育てられつつあるが、政治家も、行政官も、そして教師も、親も、これを、ただ困惑の表情をうかべるだけであったり、逆にその美点をことさらに強調して無責任の結果として生じた欠点を糊塗したり（例えば、現代、つ、子など）しているが、これも考えようではこのような特異なパーソナリティーが生まれたのは、日本人の単に枠組みだけを考えた教育の結果であるといつてもよい。

幼稚園教育の行政においても、一応昭和三十一年度の教育要領では「幼稚園教育の特殊性にかんがみ」とか、今回の改訂案では「幼稚園教育の独自性に基づき」といったことは散見されるにしても、根本的には、少しもその独自性、特殊性を認めていない公式的な学校概念に支配されていることは、その内容、表現を見れば明らかである。そのもっとも適切な例は、改訂案第一章総則2の「教育課程の編成」であろう。「学校教育においては教育課程が編成されなければならない」ということを前述のような安易な断定の下に採るので、このような明確な表現をしなくなるのである。このことは、文部省初等教育課長補佐の奥田真丈氏が「保育ノート」（一月号）並びに「幼児と保育」（一月号）で明記されているから否定の余地はない。これだけでも問題があるのに、今

回は、それが官報で公示される、つまり拘束力を持つだけに全く困ったという感じを深くせざるを得ない。幼稚園教育が、このような学校的性格の強い枠組みの中で行なわれてよいとは思われない。ことばのみでなく、実質的に全く独自のもので、今回の教育要領の改訂が、池田首相の唱えるいわゆる「人づくり」と関係あるか否かは知らないが、「人づくり」ということばを軽々しく同じ人間が口にするのさえ問題であるのに、もしこのような学校形式的幼稚園で教育が行なわれなければならないとするならば、これは「人づくり」どころか「泥人形づくり」という結果を招来しかねない。またたとえ、時の政府や、行政官がこのような単純な考え方であるとしても、専門家である教育要領改訂案作成の委員の諸氏の頭の中にも、幼稚園教育が、このような形式でしかとらえられない（官報公示はこのような拘束性を持つから……）と考えられたのであろうか？

二、いつたい、何を教育しようと考えているのだろうか？ どんな人間を育てようとしているのであろうか？

（改訂案における人間観）

何度、くりかえして第二章幼稚園教育の内容をよんでみて、また基本方針をみても、さらに指導上の留意事項をながめても、その結果として、何が育つのやら全くわからない。もっとも、最

初は、目的が存在していても、次第次第に分析している内に、細分化され本源が見失われることは少なくないが、その細分化、分析化して得られたものをつなぎ合わせてみたところで、何もうかぶものではない。文盲がいなくて、学校数が多いとか、あるいは義務教育制が高度に実施されているといった点では、わが国は確かに一流国であるが、そのわりに、今日、われわれが周囲に経験している受験準備とか、出世主義とか、学ばつとか、東大病患者が増しても減ることのない、つまり病気が次第次第に日本という身体を蝕ばみつつあるのは、枠組みとか、形式だけ整えれば、何かそこによいものがすぐ生まれると行って形式主義や安易さの結果に他ならない。魂のない印刷物をいくら作ってみても、それだけで教育の成果があがるというものではない。教育は魂と、血の通ったものでなければならぬが、今回の改訂案は、これをことばのマジックをうまく使っているが、根本的には、これに従えば、よい子が育つ、というものではない。これで人づくりができるなどと考えながら作成されたのであったとしたら当局の甘さを疑いたくなる。お役所で作成したものは、常に、質問をうけたとき、その追及を如何にしてうまく逃れるかということを強く意識しているようにうかがわれるが、この場合そのようなことはないのであるか？ 今回のものも、昭和三十一年度の分も、実

漠然とした表現が用いられているが、これは「正しい言語習慣をつける」などと述べられている内容と矛盾しすぎている。例えば「よろこんで」、「いろいろの」、「のびのび」といったことばが、たえず用いられているが、このような空虚なことばでもし幼稚園教育の独自性を示そうとするのであれば、少々無理であろうし、またその程度とか、範囲さえも全く明瞭にされていないのは、無責任といわなければならない。

三、官報公示により生ずる拘束力について

前述のように、要するに今回の改訂案は、はなはだ形式的、公式主義的であり、漠然としたもので、なんのために、このようなものをわざわざ作成する必要があるのか、またさらに官報公示までして拘束力を持たせるのかは理解に苦しむものである。今日の幼稚園教育が、大半（約六三％）が私立であり、園児数は、現在七二％にも達することを考えた時、この拘束に従わなければならないのは、実は国公立の幼稚園ではなくて、その大部分を占める私立幼稚園だという結果になるわけである。もし、私立幼稚園側から、どんなものでもよいから何か保育の線を示してほしいといった要求でも出された結果とするならば、その私立幼稚園の方々には、あまりに依存的であり、たいへん勉強といわなければならないし、またそのようなことが文部省に対し要請されることは余

り考えられない。とすれば、文部省当局は、このようなものを私立幼稚園に対して作成して拘束力まで持たせて、これに従わせようと考えたのであろうか。今日の私立幼稚園を、それほど拘束する必要があるのであろうか。また、わざわざ、ご親切にこんなお粗末なものを作ってみせなくても、私立には、もっとより良いものを作ってくれる人々が存在しているはずである。むしろ、このような在野の人々が、自らの力で作ったものを文部省が育ててくらしいの民主的な文部行政を、私は期待したのである。幼稚園教育の独自性は、公式的なものの考え方の人々には到底理解されるはずがないからである。

四、終りに……

— 多少の批判はしたが、私はあまり細かい部分をとり上げたくない。

— その理由は、これまで文部省作成の案で、表面は民主的に意見をとり入れるような態度をとってはいるが、実際にはいくら他から異論があっても、それをうけ入れたことはないし、またうけ入れられないものだという先入感を植えつけるように飼育されてしまったから……。しかも、作成にあたっての順序は、一応民主的な形式をふんでいたので、形式的には我々の意見も、また識者の意見も盛られ、検討されているし、それでしかも、こんな形になっ

てしまったのだから……。しかし、こまかい批判をしないことがこの改訂案を、これを良いと承認してしまったことにはならない。

この改訂案によれば、私の幼稚園も公認の私立幼稚園だから、当然、これに従わなければならないことになる。悪いもの、劣悪なものでも、法律の力を借りればこれに従わねばならぬのが法治国では慣例であろうから、これに従わなければならないとすると、これは私の幼稚園だけを考へてもたいへんなことになる。しかし、私はこのようなものに拘束されるよりはいい。そのこと、幼稚園を廃園しようか、公認返上しようかなどと考えている。これが、形式論、押しつけ行政に対するせめてもの、私なりのさきやかなレジスタンスである。おそらく、私と同様な考えの私立幼稚園の方も多いことと思う。どうか、このことを真剣に考へていただきたい。また、私どもの中で、みんなが安心して従えるようなものを作成し、幼稚園の大手を占める私立幼稚園が安心して、それを用いるというような方向に動いていくのが日本の私立幼稚園全体に与えられた大きな役割であると思う。

× × ×

— 以上、主として私立幼稚園長としての立場から述べたが、次の機会には、専門家として、また教員養成大学の立場からも、これに対する批判を行ないたいと考えている。(玉川大学・栄光幼稚園)